

平成 22 年 6 月 28 日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2009

課題番号：20730195

研究課題名（和文） 司法判断が人々のインセンティブ・メカニズムに与える影響

研究課題名（英文） The Impact of Legal Precedents on Incentive Mechanism

研究代表者

坂田 圭（SAKATA KEI）

立命館大学・経済学部・准教授

研究者番号：60346137

研究成果の概要（和文）：

本研究では司法判断が人々の行動にどのような影響を与えるかを実証分析した。質的データである判例をインデックス化し、離婚裁判の判決が離婚行動に与える影響を分析した。時間とともに変化する司法の変化を最高裁と高裁の離婚請求事件の判例を用い、判例インデックスを作成した。その結果、離婚訴訟勝訴確率は離婚率を上昇させる影響があることがわかった。

また、解雇規制が若年者の親との同居に与える影響に関して分析した。地方裁判所の不当解雇訴訟における労働者側勝訴率を用いた。その結果、解雇規制の強さは、女性の親との同居確率を上昇させる効果があることがわかった。

研究成果の概要（英文）：

This research examined the impact of legal precedents on incentive mechanism. This research undertakes a time series analysis of the Japanese divorce rate using annual data over the period 1964–2006. One of the key innovations of this research is to use court decisions on divorce disputes to construct an index that seeks to measure how the probability of success in a divorce suit has changed over time.

In addition to the analysis of divorce, this research has examined why young people in Japan live with their parents. There is wide cross-country variation in the percentage of young adults who live with their parents. These trends are also found for Japanese youth. Fogli (2004) provides evidence that young people choose to live with their parents when there is a high degree of employment protection and severe credit constraints. In order to measure the degree of employment protection in Japan, we use the ratio of the number of unfair dismissal cases won by workers to the number of cases which went to a trial. As a result, the degree of job security appears to raise the probability of single females living with their parents.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：経済学

科研費の分科・細目：経済学・経済政策

キーワード：判例、離婚、同居、実証分析

1. 研究開始当初の背景

司法判断が人々の行動にどのような影響を与えるのか。質的データである判例をいかに量的データに変換するかは大きな課題である。本研究では特に、法制度の有責主義から破綻主義への以降が離婚に与えた影響、解雇規制が若年層の親との同居行動に与えた影響に注目をあて分析を行った。

日本の離婚率の長期的な上昇は、どのような要因に起因するのかはこれまであまり分析されてこなかった。日本の離婚率は多くの先進国に比べまだ低い。マイクログデータを使用した分析が難しい。このことが日本の離婚研究が発展してこなかったひとつの理由である。

本研究では日本の離婚率の長期的な上昇は、どのような要因に起因するのかを時系列分析し、都道府県間の離婚率の差は、どのような要因によって発生しているのかを都道府県パネルデータで分析した。

時系列分析では特に、法制度が有責主義から破綻主義へ移行したことが、離婚率を上昇させたのかについて分析した。有責主義とは、夫婦の一方に離婚の原因があるか否かによって離婚の認否が決まるレジームであり、破綻主義とは、婚姻関係が事実上破綻しているか否かによって離婚の認否が決まるレジームである。アメリカでは、この分野における研究が盛んで、コースの定理が成り立つかを検証している（情報非対称がなく、取引費用がなければ、法レジームの変化は、資源配分を変えるのみで、離婚の帰結に影響を与えない）。実証分析の結果、アメリカでは法レジームの変化は離婚率にあまり影響を与えていないことが指摘されている(Peters (1986), Friedberg (1998), and Wolfers (2003))。

Sakata and McKenzie(2008)でも、国外の研究と同様に、日本における法制度のレジーム変化が離婚率に与える影響に関して分析している。

また、本研究では解雇規制が若年者の親との同居に与える影響に関して分析した。近年、若年層の親との同居率が上昇している。この傾向は他の先進国でも確認されているが、日本におけるこの分野の研究はあまり進んでいない。90年代後半、「パラサイト・シングル」に関する議論がメディアを賑わせたが、実証的な分析はほとんどない。若年層が親と同居を続けるのは、若者の嗜好が変化したためなのか（供給要因）、若年労働市場の悪化

（需要要因）が原因なのかを解明することは非常に重要である。Fogli (2004)によれば、流動性制約に直面し解雇規制が厳しいとき若者は親との同居を選択すると指摘している。

2. 研究の目的

司法判断が人々の行動にどのような影響を与えるのか。本研究では質的データである判例を用い、それらを量的データに変換し実証分析を行った。特に、法制度の有責主義から破綻主義への以降が離婚に与えた影響、解雇規制が若年層の親との同居行動に与えた影響に注目をあて分析を行った。

【離婚裁判と離婚率上昇】

日本における法制度のレジーム変化が離婚率に与える影響に関して分析した。法制度が有責主義から破綻主義へ移行したことにより、離婚しやすくなったことが長期的な離婚率の上昇に影響を及ぼしているかを分析した。離婚裁判の判例を用いインデックスを作成し、判例インデックスが離婚率に与える影響を分析した。

【解雇規制と若年層の同居行動】

解雇規制が若年層にどのような影響を与え、それが同居行動にどのような影響を与えるのかに関して分析を行った。解雇規制の厳しさを計測するため、解雇関連裁判の判例を用いてインデックス化し、若年層の親との同居行動に与える影響を分析した。

3. 研究の方法

【離婚裁判と離婚率上昇】

アメリカは連邦制であるため、州間に制度の差が存在するうえ、パネルデータも充実している。そのため、個票パネルを用いて、州間の有責主義と破綻主義の差を捉えようとする分析が主流である。

一方、日本においては、都道府県間で家族法の差は存在しないため、Sakata and McKenzie(2008)では時系列分析により、法制度の変化が離婚率に与えた影響を分析した。日本では、過去40年間に、離婚に関して民法が大きく改正されていない。しかし、判例（司法判断）が変化していることに注目すべきである。時間とともに変化する司法の変化

を Sakata and McKenzie(2008)では、最高裁と高裁の離婚請求事件の判例を用い、判例インデックスを作成した。

離婚訴訟に勝訴する確率を、別居期間、原告性別ダミー、未成熟の子の有無などを説明変数に用いてプロビット分析により求め、その推定値より予測確率を求めた。この予測確率を判例インデックスとして用いた。また、時間とともにパラメーターが変化するように、逐次推定を実施した。

先行研究でも、判例を用いて、インデックスを作成する試みがなされてきている(Landes and Posner, Priest, 1987, 大竹・奥平(2006))。しかし、これらの研究では、和解率を用いたり、勝訴、敗訴、和解を1、-1、0といったようにポイント化するという手法である。本研究では、精緻な計量モデルにより、勝訴確率を推定するという点で独創的である。

【解雇規制と若年層の同居行動】

若年層の同居行動分析では、地裁の解雇関連訴訟において、労働者側勝訴の割合を用いた。離婚請求訴訟のように多くの判例があれば、離散型変数モデルを構築し、労働者有利判決の予測確率を推定することが可能である。しかしながら、離婚請求訴訟の場合と異なり、解雇関連訴訟は判例数が限られている。よって地裁レベルにおける解雇確率の推定が難しい。このため、地裁レベルにおける解雇関連裁判の判例のうち労働者有利の判決が出たケースの割合を用いた。

神林(2008)では、1987年から2004年までの地裁における解雇関連訴訟をプールし、それらの判例のうち労働者有利の判決が出たケースの割合を計算している。本研究では、神林(2008)の指標を「解雇のしやすさ」の指標として捉え、解雇規制が厳しい地域において、若年層の親との同居率が上昇するかを分析した。

インデックス作成にあたり、パソコンを購入、データ入力にはアルバイトを活用した。研究成果を国内外の学会で報告し、フィードバックを整理した。共同研究者であるマッケンジー教授との打ち合わせのための出張費として研究費を使用した。

4. 研究成果

判例インデックスを用いた実証分析の結果、法レジームの変化は離婚率に影響を与えていることがわかった。判例インデックスは、Sakata and McKenzie(2009)の都道府県パネル分析でも国全体の法制度の変化を捉えた変数として使用され、正で有意な結果を一部得た。

また、解雇規制の厳しさは、男性では有意な結果がでなかったものの、女性の親との同居確率を高めることがわかった。

このテーマに関連する研究成果を公共経済学セミナー(2009年6月26日、慶応義塾大学)、The 18th World IMACS Congress and MODSIM09 International Congress on Modelling and Simulation(2009年7月14日、Cairns, Australia)、Microeconomic Workshop(2010年3月24日、University of Melbourne, Australia)で報告した。

さらに研究成果である2本の論文“A Time Series Analysis of the Divorce Rate in Japan Using a Precedent-Based Index”および“Social Security and Divorce in Japan”を査読付ジャーナルであるMathematics and Computers in Simulationに掲載させた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

Sakata, K and C.R. McKenzie, (2008) “A Time Series Analysis of the Divorce Rate in Japan Using a Precedent-Based Index” (第二著者: McKenzie, C. R.), Mathematics and Computers in Simulation, 査読: 有、pp.1-10

Sakata, K and C.R. McKenzie, (2009) “Social Security and Divorce in Japan”, Mathematics and Computers in Simulation, (第二著者: McKenzie, C. R.), 査読: 有、pp.1202-1208

〔学会発表〕(計3件)

坂田圭 “Why Do Single people Live with Their Parents?”、公共経済学セミナー、2009年6月26日、慶応義塾大学

Sakata, K “Social Security and Divorce in Japan” The 18th World IMACS Congress and MODSIM09 International Congress on Modelling and Simulation、2009年7月14日、Cairns, Australia

Sakata, K “Does Taxation Affect Wedding and Family Planning Decisions?” Microeconomic Workshop 2010年3月24日 University of Melbourne, Australia

6 . 研究組織

(1)研究代表者

坂田 圭 (SAKATA KEI)

立命館大学・経済学部・准教授

研究者番号 : 60346137